

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けでした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、当該審査請求は審査請求期間を徒過してされた不適法なものであるとしてこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができることとされている。当該規定の趣旨とするところは、当審査会の本案に関する裁決、すなわち原処分の適否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。
- 3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、厚生労働省は平成○年○月○日に請求人に支給通知を発送し、同日銀行振込をなしていることが認められる。また、当該支給通知は労働基準監督署又は厚生労働省に返戻されていない。

(2) 請求代理人は、請求人は平成○年○月○日から同月○日までの間Aに滞在しており支給通知を受領しておらず、請求人が本件処分のあったことを知ったのは、障害等級の証明書を受け取った平成○年○月○日であると主張している。

他方、請求代理人は、再審査請求書及び平成○年○月○日付け「照会事項についての回答書」において、要旨、請求人は平成○年○月初めごろないし月上旬には、○月○日付けで労働基準局から請求人の銀行口座へ入金があったことを確認したことを認めている。

したがって、請求代理人の申述を斟酌しても、少なくとも請求人は平成○年○月末日までには原処分があったことを知っていたものと判断することが相当であり、平成○年○月○日を起点としても、審査請求の期限は平成○年○月○日までとなる。

しかしながら、請求人が審査官に審査請求を提出したのは、平成○年○月○日であり、明らかに請求期間を徒過しているものである。

(3) 上記のとおり、本件審査請求は、法定の請求期間を徒過した後になされたものである。

4 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

5 請求代理人は、審査官が作成した平成○年○月○日付け「審査請求の照会について」に対し、平成○年○月○日付けの「照会事項についての回答書」において、要旨、同居していたB留学生在が支払通知を受け取り、請求人にそれを交付しなかつたとも考えられると述べている。

しかしながら、これは請求人の個人的な事情を述べるにすぎず、少なくとも、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたで

あろうことをうかがい知るに足りるような事情があったことについて疎明があったものとは認めることができない。

- 6 以上のとおりであるから、本件審査請求は、請求期間を徒過してなされており、その徒過したことについて正当な理由があったことの疎明がないので、適法なものとは認められず、これを却下した審査官の決定は妥当なものである。

したがって、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるので、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。